

入札監理小委員会における審議の結果報告 国民年金保険料収納事業の契約変更（案）

日本年金機構(以下、「機構」という。)の「国民年金保険料収納事業」については、平成24年10月開始事業及び平成25年2月開始事業が実施されているところ、契約変更の必要が生じたため、入札監理小委員会において審議を行ったので、その主な結果を以下のとおり報告する。

1. 経緯

本事業については、平成25年2月に社会保障・税一体改革担当大臣の下に設けられた「年金保険料の徴収強化等のための検討チーム」の指摘を踏まえ、一部の年金事務所において、モデル的に納付督促の頻度及び戸別訪問員の配置を見直し、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの6か月間、事業を実施（以下「現行モデル事業」という。）している。

現行モデル事業は、予算の関係から、6か月間の期間を定め実施することとしたところであるが、短期間でかつ断片的な結果に基づき効果測定を行うことになることから、実施結果は粗い精度とならざるをえないところである。

しかし、今後予定される実施要項の改訂にあたっては、より精度の高い実施結果が必要である。

そこで、平成26年度予算の政府案において、一定の予算の確保ができたことから、実施期間を延長することとし、納付や免除申請における年間トレンド等を踏まえつつ、多角的かつ精緻な効果測定を行うこととした。

2. 契約変更の内容

入札監理小委員会は、下記の内容の契約変更について機構から報告を受け、問題がないと判断した。

(1) 主な変更契約の内容

原則、現行モデル事業と同内容である。なお、現行モデル事業からの変更箇所については、下線を付している。

契約変更の対象となる事務所
全国312事務所中、8事務所
納付督促頻度の見直し

督促頻度を高め、特に、初期及び短期未納者に対する電話での接触機会を増やすことにより、長期未納者の増加を防止し、効果的な納付に結び付ける。

通常	モデル事業
滞納者のすべてに対して、少なくとも3か月ごとの頻度で納付督促を行う。	滞納者のすべてに対して、少なくとも3か月ごとの頻度で納付督促を行う。加えて、電話督促については、毎月の頻度で行う。

実施体制の強化

戸別訪問による納付督促の強化を図るため、特に、電話番号未収録者や長期未納者及び納付拒否者に対する面談回数を増やすことで、制度の理解を促進し、免除獲得や自主的納付に結び付ける。

なお、より効果の高い配置数を検討するため、配置条件を2パターンとし、通常と合わせて、3パターンによる効果測定を行う。

通常	モデル事業
戸別訪問員必須配置数を滞納者 1.5 万人に 1 名とする。	戸別訪問員必須配置数を滞納者 1.0 万人に 1 名又は 0.5 万人に 1 名とする。

契約地区	年金事務所	戸別訪問員必須配置数	必須配置基準
東北	仙台北	5 人	1.0 万人あたりに 1 人
南関東	松戸	2 1 人	0.5 万人あたりに 1 人
南関東	足立	1 4 人	0.5 万人あたりに 1 人
近畿	東大阪	1 0 人	0.5 万人あたりに 1 人
近畿	平野	4 人	1.0 万人あたりに 1 人
中国	米子	4 人	0.5 万人あたりに 1 人
四国	高松西	3 人	1.0 万人あたりに 1 人
九州	大分	7 人	0.5 万人あたりに 1 人

(2) 変更契約の金額

変更前 (税込) 5,474,872,037 円

変更後 (税込) 5,865,480,037 円 (上限額)

増額分 390,608,000 円 (上限額)

(3) 契約変更の時期

官民競争入札等監理委員会の議を経た後速やかに(平成26年3月中旬ころを予定)

(4) 契約変更期間

ア 平成24年10月開始事業

平成26年4月1日から同年9月30日(契約期間満了)まで(6か月間)

イ 平成25年2月開始事業

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで(1年間)

以上